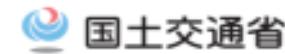


# 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について



## 【ご案内】

通達の内容を広く周知・広報するためのバナーを作成しましたので、研修、講習、試験等の案内時にご活用下さい。引き続き監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、皆様のご協力をお願いいたします。(データは建設業者団体の皆様にお送りいたします)

監理技術者、主任技術者は、  
研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために  
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ていることが必要です。  
詳しくは平成30年12月3日国土建規309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」をご参照下さい。  
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



監理技術者、主任技術者は、  
研修・講習・試験等への参加、休暇の取得等のために  
短期間工事現場を離れることができます。

OK

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ていることが必要です。  
詳しくは平成30年12月3日国土建規309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」をご参照下さい。  
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



現場に配置された監理技術者・主任技術者は工事現場にて業務を行うことが基本ですが、  
下記の理由等により短期間工事現場を離れることは可能です。

- ・研修、講習、試験等への参加
- ・休暇の取得

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ていることが必要です。  
詳しくは平成30年12月3日国土建規309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」をご参照下さい。  
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>